

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第231号)

平成15年3月10日

横情審答申第231号

平成15年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
るご質問について（答申）

平成13年8月15日保保護第25号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「異議申立人の一連の問合せ・請求等に伴い、異議申立人の個人情報を（経歴等を）「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果の分かる文書・資料（保土ヶ谷区保護課所管分）」及び「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成10年度）」の非開示決定に対する異議申立てについての  
ご質問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「私の個人情報を(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果のわかる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」及び「保土ヶ谷区保護課地区分担表(平成10年度)」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成13年5月17日付で行った、「私の個人情報を(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果のわかる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」(以下「文書1」という。)及び「保土ヶ谷区保護課地区分担表(平成10年度分)」(以下「文書2」という。)(以下文書1及び文書2を「本件申立文書」という。)の非開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 保土ヶ谷区保護課は、申立人が公文書の公開請求及び異議申立てをしたことに伴い、申立人の個人情報を調査する必要及び理由がないため、調査は行っていない。

したがって、文書1については、作成も取得もしていないことから存在しないため、条例第10条第2項に該当するため非開示とした。

- (2) 文書2は、保護世帯の変動と職員の人事異動等に伴い、適切な分担となるよう、毎年度当初、担当地域の見直しや、調整を行っており、その都度更新している。

文書2の保存期間は1年で、保存期間を経過し保有していないため、条例第10条第2項に該当するため非開示とした。

## 4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てにかかわる処分を取り消し、再度納得のいく説明を求める。
- (2) 非開示とした理由にそもそも合理性(真実味)も妥当性(誠意ある運用姿勢、内

容)もない。

- (3) 「個人情報」とか「守秘義務」とか、本来の理念とは乖離した運用実態(これらを隠れ蓑的に使っている。)に基づき、行政サイドだけにたった一方的かつ「濫用」の嫌いもあり、本開示制度の趣旨をねじ曲げた違法・不当な決定であって、到底承服できるものではない。
- (4) 説明・理由を求めても答えてもらえないばかりか、仮に答えてもらったとしても、その行政回答の内容及び回答姿勢はいつも形式だけである。
- (5) 地区分担表は、だれでも開示できるもの。現に私は保土ヶ谷区の総務課からそのコピーの一部を貰っている。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

ア 文書1は、異議申立人の一連の問合せ・請求等に伴い、「異議申立人の個人情報を(経歴等を)「徹底的に調べ上げた」その内容、実施者名、とり扱い結果の分かる文書・資料(保土ヶ谷区保護課所管分)」である。

イ 文書2は、保護課職員が分担する区域を記した平成10年度保土ヶ谷区保護課地区分担表であり、現存する平成12年度の地区分担表には、担当者名、電話番号及び担当地区等が記録されていることが認められる。

### (2) 本件申立文書の不存在について

#### ア 文書1について

実施機関は、申立人が公文書の公開請求及び異議申立てをしたことに伴い、申立人の個人情報を調査する必要性及び理由がないため調査を行っておらず、文書1を作成も取得もしていないとしている。

そこで、当審査会では、文書1の存在について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、申立人からの一連の問合せや公文書の公開請求等に対応するために、申立人の個人情報を調査する必要は全くなく、調査しなければならない理由もないため、本件申立文書を作成も取得もしていないから、文書1は存在しないとされた実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

#### イ 文書2について

実施機関は、文書2は、横浜市文書取扱規程(昭和60年9月達第20号。平成12年4月1日廃止)第35条第4項の規定に基づく文書分類表(平成10年9月7

日総文第88号総務局長通知)表第2中の保護課第4種20「その他生活保護に関する軽易な書類」にあたる保存期間1年の文書であり、保存期間が経過したため保有していないとしている。

そこで、当審査会では、文書2について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関では、生活保護業務を円滑に執行するために、職員が担当する地区を毎年変更しており、地区分担表を毎年更新している。分担表は、内部利用を目的として作成しているものであり、分担が変更になれば必要のないものとなり、保存期間の1年を経過したものは廃棄しているという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

### (3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

## 《 参 考 》

### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年8月15日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年9月28日 (第254回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年11月1日 (第1回第一部会)	・ 審議
平成14年11月15日 (第2回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取
平成14年12月13日 (第3回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取
平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・ 審議
平成15年1月17日 (第5回第一部会)	・ 審議